

新型コロナウイルス感染症により 宿泊施設で療養中等の方も投票ができます

特例郵便等投票

- ・保健所から外出自粛要請を受け、宿泊施設で療養中等の方
- +
- ・請求時において、外出自粛要請等の期間が投票しようとする選挙の公示または告示の日の翌日から選挙当日までの期間にかかるは見込まれる方

投票用紙等の請求手続き

宿泊施設担当者に内線電話で「郵便等により投票したい」旨を連絡し、部屋番号、氏名、生年月日、住所地等をお答えください。
その後指定された場所、日時に従い請求書、宿泊療養中であることの書面（事務連絡）、封筒（料金受取人払の宛名表示が貼られているもの）を受け取ってください。

請求書に記入し、封筒に「宿泊療養中であることの書面（※事務連絡）」と併せて入れてください。
※書面がない場合は請求書の申出欄に理由をチェックしてください。

担当者から、請求書の提出場所・日時を指定されたら、それに従い担当者へ封筒をご提出ください。
担当者が、請求書等をお住まいの区市町村選挙管理委員会宛てに郵送します。
（選挙期日の4日前まで必着。日曜日が選挙の場合、その前の水曜日17時まで必着）

投票の手続き

請求書と同様に、担当者から指定された場所、日時に従い投票用紙一式を受け取ってください。
※一式：投票用紙、不在者投票用内封筒、外封筒、立候補者等一覧、ファスナー付き透明ケース等、返信用封筒

投票用紙一式に必要な事項を記入し、指定された日時までに担当者へご提出ください。
担当者が、投票用紙等をお住まいの区市町村選挙管理委員会宛てに郵送します。
選挙期日の20時までに区市町村選挙管理委員会に必着となります。

※これは概略です。詳しい作業内容は内側をご参照ください。
※一連の作業に当たっては、手指を消毒し、できる限りマスクとビニール手袋を着用してください。
※検疫所から隔離又は停留の措置を受け宿泊施設内に収容されている方及び検疫所から外出自粛要請を受けて宿泊施設にいらっしゃる方については、当該宿泊施設にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症により ご自宅で療養中等の方も投票ができます

特例郵便等投票

- ・保健所または検疫所から外出自粛要請を受け、自宅で療養中等の方
- +
- ・請求時において、外出自粛要請等の期間が投票しようとする選挙の公示または告示の日の翌日から選挙当日までの期間にかかるは見込まれる方

投票用紙等の請求手続き

次のいずれかの方法で投票用紙等の請求書を入手します。
(Webによる方法) (電話による方法)

請求書と料金受取人払の宛名表示を東京都または区市町村の選挙管理委員会HPからダウンロード、印刷します。

請求書と料金受取人払の宛名表示を電話で区市町村選挙管理委員会から取り寄せます。

別紙「投票用紙等の請求手続き」に従ってお住まいの区市町村の選挙管理委員会に請求**（選挙期日の4日前まで必着。日曜日が選挙の場合、その前の水曜日17時まで必着）**します。
保健所等が発行する外出自粛要請等の書面（就業制限に関する書面を含む）または宿泊施設への隔離・停留の措置に係る書面がある場合は同封し、これらの書面がない場合は請求書の申出欄に理由をチェックしてください。
※ポストへの投かんは同居人、知人等に依頼してください。

投票の手続き

ご自宅に区市町村選挙管理委員会から投票用紙等一式が郵便等で到着します。
※一式：投票用紙、不在者投票用内封筒、外封筒、立候補者等一覧、ファスナー付き透明ケース等、返信用封筒

内側の「投票の手続き」に従い記入済みの投票用紙をお住まいの区市町村選挙管理委員会に送付**（選挙期日の20時までに必着）**します。
※ポストへの投かんは同居人、知人等に依頼してください。

※これは概略です。詳しい作業内容は内側をご参照ください。
※一連の作業に当たっては、手指を消毒し、できる限りマスクとビニール手袋を着用してください。

連絡先
投票手続きに関すること：各区市町村選挙管理委員会
制度その他に関すること：東京都選挙管理委員会 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話番号：03-5320-6911～6913
<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/>

(1) 投票用紙等の請求手続き

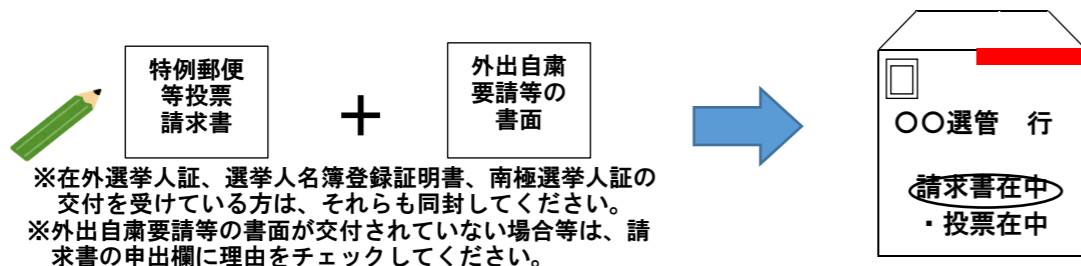
①特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は、料金受取人払の宛名表示がされた封筒により郵送をお願いします。

※ 請求書及び料金受取人払の宛名表示の様式は、東京都または各区市町村選挙管理委員会のウェブサイト等に掲載されています。ダウンロード及び印刷をしていただき、料金受取人払の宛名表示については、私製の封筒に貼り付けてください。各区市町村の選挙管理委員会に、電話等により請求書等を請求いただくことも可能です。

※ 宿泊療養中の方は、施設から請求書等を受け取れる場合がありますので、担当者にご相談ください。一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



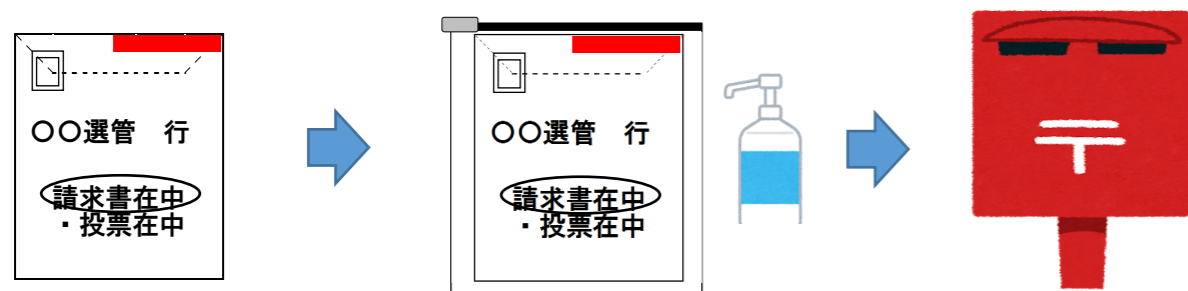
②請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。



③請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人、宿泊施設担当者等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難な場合は、自宅にある透明のケース、袋等に入れ、テープ等で密封し、表面を消毒してください。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。

※ 濃厚接触者の方は投票所での投票ができます。

※ 公正確保のため、他人の投票に対する干渉やなりすまし等詐偽行為の方法による投票について、公職選挙法上の罰則が設けられています。

※ 投票用紙を請求された後に、宿泊・自宅療養期間が経過したため特例郵便等投票ではなく投票所で投票したいという方は、郵便等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。

(2) 投票の手続き

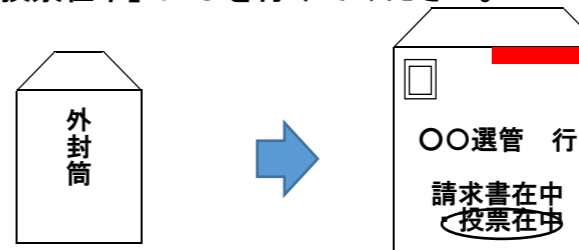
①投票用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名（※）を記載してください。
※ 衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあっては参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称。
一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



②記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、更に外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。

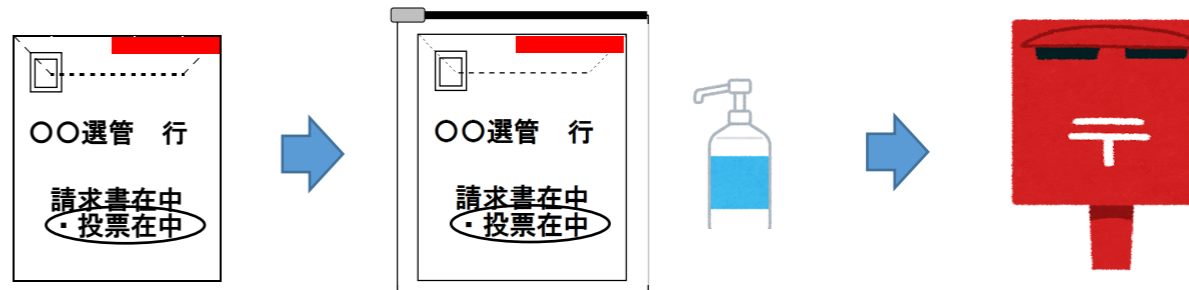


③外封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付された返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に○を付けてください。



④返信用封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人、宿泊施設担当者等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。
※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。

※ 濃厚接触者の方は投票所での投票ができます。

※ 公正確保のため、他人の投票に対する干渉やなりすまし等詐偽行為の方法による投票について、公職選挙法上の罰則が設けられています。

※ 投票用紙を請求された後に、宿泊・自宅療養期間が経過したため特例郵便等投票ではなく投票所で投票したいという方は、郵便等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。